

次期愛知県障害者計画（案）に対する意見の概要

4 次期あいち健康福祉ビジョンのパブリックコメント（平成28年1月15日～2月14日）

番号	主な意見要旨	対応方針
7	○障害者の権利保障の視点から計画を立てる必要があります。障害の早期発見から命の最後まで、時代の変化を受け止めながらも一貫した支援が求められます。こうしたことから、課題設定が教育からになっている点に違和感があります。ライフステージでの課題設定にすべきです。	○次期愛知県障害者計画（案）の構成については、平成26年3月に策定した2030年頃の社会経済を展望し、2020年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにする「あいちビジョン2020」の⑩重要政策課（障害者支援）の構成に合わせて作成しているため、原案のとおりとしたい。
8	○「校（園）内における特別支援教育の体制づくりは進んできました。」としていますが、体制は十分に機能しているのでしょうか。また「個別の教育支援計画等の作成率及び引継ぎ率の向上」を言う背景には何があるのでしょうか。保育士・教師の少なさがあるのではないのでしょうか。個人の力量に矮小化せず、県として増員などの計画をはかってください。	○県内すべての学校で校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されていることから、校（園）内における特別支援教育の体制づくりは進んでいると考えています。今後も、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実を図るなどして、特別支援教育校内支援体制が十分に機能するよう努めていきます。また、「個別の教育支援計画等の作成率及び引継ぎ率の向上」については、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の一貫した支援のために必要であると考えています。
9	○インクルーシブ教育をすすめるためには、教育環境のバリアフリー化は欠かせません。小中学・高校のバリアフリー整備計画があれば明らかにしてください。	○小中学・高校のバリアフリー整備については、現在、計画はありませんが、障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けて、環境整備の充実について検討していきます。
10	○特別支援学校の設置にあたっての考え方を抜本的に改め、小規模化をまず図ってください。	○特別支援学校の設置については、平成26年3月策定「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」に基づいて行っていきます。
11	○肢体不自由特別支援学校の、スクールバス通学乗車時間最大60分は、子どもたちに過度な負担を求めるものです。適切な学校設置をしてください。特に名古屋市東部に肢体不自由特別支援学校を設置してください。	○肢体不自由特別支援学校については、長時間通学解消のため、スクールバスの増車を図っていますが、今後、知的障害特別支援学校を新設する際に、肢体不自由にも対応できる学校の設置や、小中学校や高等学校の施設を活用した分校の設置についても、検討していきます。
12	○看護師を正規で必要数配置し、保護者がケアに入らなければならない事態を招かないでください。また、校外学習や泊を伴う学習に同行できるようにしてください。	○引き続き、保護者の付添いが軽減できるよう、看護師の増員に努めていきます。看護師の行事への同行については、指導医・学校長等の意見を踏まえ、慎重に判断していきます。

番号	主な意見要旨	対応方針
13	○障害の早期発見、早期治療及び早期療育について、先に策定された「あいち はぐみんプラン」では十分な計画になっていません。「気になる段階からの支援」「気づきへの支援」で子どもと家族を孤立させない仕組みをつくってください。災害対策とも連動して。	○御意見を踏まえ、障害の確定診断にかかわらず、「気になる子」の段階で早期に適切な支援につなげていくことが重要である旨の記載を、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（91 頁、5 項目目） また、災害対策としては、平成 26 年 12 月に改訂した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に基づき、市町村への支援を行うことについて、計画（案）に盛り込んでいます。（119 頁、1 項目目）
14	○障害者や家族が孤立しない、させないことが重要です。相談体制の構築とともに、行政として孤立させないためにも、当事者家庭に出かけていくシステムをつくってください。	○障害がある人への相談支援は、市町村が一義的に担うことになっており、県は、相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、アドバイザーの設置や自立支援協議会による支援等を行っていくこととしているため、今後の課題として検討していきます。
15	○障害福祉サービスの地域間格差を解消してください。また必要時間を支給してください。	○本県では、施策の広域的な実施区域として、12 の障害保健福祉圏域を設定しており、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じ、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めています。 また、必要時間の支給については、障害福祉サービスの支給決定を行うのが市町村であることから、県は、市町村において障害のある人のニーズや状況に応じた支給決定がされるよう市町村障害保健福祉主管課長会議等を通じて働きかけていくことで対応したい。
16	○重度の障害のある人たちを対象にしたグループホームが、一部にとどまっています。重度の障害者対応のホーム設置について県の人件費補助や建築費補助をふやしてください。	○支援員への支援として、本県では、障害者共同生活援助事業費補助金で、土日の日中活動等に対して助成を行っています。 また、施設整備については、社会福祉施設整備費補助金を活用するなどして進めていくとともに、国に対して、新たな交付金による特別対策事業を創設するなど、必要な財源の確保について要望していくことで対応したい。
17	○医療的ケアの必要な人が利用できるグループホームを作ってください。	○医療的ケアに対応できるグループホームに対しては、国の基準に基づき、加算措置を行っています。
18	○県の各公開資料を音声版でも公開してください。	○情報のバリアフリー化を進めていくことについて、計画（案）に盛り込んでおり、御意見を踏まえ、計画の推進を図ります。（96 頁、5 項目目）

番号	主な意見要旨	対応方針
19	○日常生活の中でも、行政の案内（申込み、問い合わせなど）にFAX番号は必ず明記していただきたい。当市においてもですが、保健所の申込みはいつも電話番号のみでなかなか改善されません。スペースがあれば内容によっては、パソコンアドレスも明記されていると私たちも自分で行動がとれます。いろいろな情報が自分で取得でき、自己決定できることが大切であると考えます。	○意思疎通のための手段、情報の取得等のための手段についての選択の機会の確保については、次期あいち健康福祉ビジョン（仮称）（案）の第3章2「めざすべき健康福祉社会」（障害のある人の具体的な状況）に盛り込まれているところであり、御意見を踏まえ、計画の推進を図ります。
20	○障害者の高齢化と高齢の障害のある人の課題は、共通部分はあるものの異なる部分も多くあります。例えば作業を中心に行う生活介護を利用し、グループホームで生活する高齢になった障害者に「地域包括ケアシステム」や「地域包括支援センター」が対応できるのだろうか疑問です。障害者の高齢化課題を検討する会を設置してください。	○障害者総合支援法附則の規定に基づく法施行後3年後（平成28(2016)年4月）の見直しの中で、国は高齢の障害のある人に対する支援の在り方について検討することとしており、県としてはその動向を注視しながら、高齢の障害のある人が地域において安心して暮らせる社会づくりを進めていくことで対応したい。（95頁、5項目目）
21	○医療的ケアの必要な人が短期入所できる所を増やしてください。	○重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者が、身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりに向け、重症心身障害児者のための施設や病床の整備など地域における拠点施設の整備を進めていくことについて、計画（案）に盛り込んでいます。（98頁、2項目目） また、本県では、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、福祉型短期入所事業所における受け入れ体制の強化に対し助成を行っています。
22	○コロニー中央病院を拡充するとともに、重心入所施設との連携で障害者のリハビリテーションが担えるようにしてください。	○地域における重症心身障害児者の拠点として民間法人による整備を進めるとともに、愛知県心身障害者コロニーを地域で生活する障害のある人を総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「医療療育総合センター（仮称）」に再編整備していくことについて、計画（案）に盛り込んでいます。（100頁、2項目目）
23	○小学部や中学部になぜキャリア教育を位置づけるのでしょうか。削除すべきです。	○キャリア教育とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であり、愛知県では、小学校段階から、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を行うために「キャリア教育推進事業」を行っています。特別支援学校でも、小学部の頃から、発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。
24	○社会教育の拡大を加えてください。	○社会教育の拡大については、絵画教室の出前講座の開催やスポーツ教室の開催について計画に盛り込んでおり、計画の推進を図ります。（107頁、2項目目・108頁、3項目目）

番号	主な意見要旨	対応方針
25	○障害者スポーツセンターや音楽練習施設の設置をすすめてください。	○障害特性に応じたスポーツを楽しめる環境づくりを進めることについて、計画（案）に盛り込んでおり、計画の推進を図ります。（108頁、1項目目）
26	○選挙権の保障一点字・音声版選挙公報の発行、知的障害者の投票への配慮、投票所のバリアフリーをはかってください。	○選挙時における障害のある人の配慮として、政見放送における手話通訳の導入、点字版または音声版の選挙のお知らせの配布、点字による候補者名簿の各投票所への備え付け、投票所におけるスロープの設置によるバリアフリーの確保、意思疎通のためのコミュニケーションボードの活用などについて、計画（案）に盛り込んでいます。（116頁、7項目目）
27	○鉄道各駅への可動柵の設置をすすめてください。	○可動柵については、鉄道施設の一部として、各鉄道事業者が整備を行うこととなり、本県においては、駅の安全対策の向上に向け、各事業者に対して設置を進めるよう要請を行うことで対応したいと考えています。
28	○コミュニティバスを障害者が使いやすいものにするため、県として購入補助などをおこなってください。	○国では、地域公共交通バリア解消促進等事業において、ノンステップバスの購入等バリアフリー化に対する補助を行っています。県としては、コミュニティバス等の地域における生活交通については、各市町村が地域の実情に応じて対応するものと考えていますが、御意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、市町村に対しては地域公共交通会議等の機会を捉えてバリアフリー対応車両の導入を働きかけていく。